

中国農村改革の現状と課題

講師 中国共産党中央農村工作領導小組弁公室主任 陳錫文 (Chen Xiwen)

〔講師と講演について〕

本年4月5日から一週間の日程で、農中総研の招きにより、中国共産党中央農村工作領導小組の陳錫文主任を筆頭に中国農政において中心的な役割を担われている研究者グループが来日されました。日本の農村の実体と協同組合が果たしている役割等について現地視察を行い、近時の農業政策あるいは経済情勢について当社をはじめ、農林水産省、全国農協中央会等と幅広く意見交換が行われました。

中央農村工作領導小組は中央委員会に属するいわゆる中央直屬機関であり、陳錫文主任は中央農村工作會議をはじめとする農政全般を担当され、実務にかかわる農業部や国家林業局、予算にかかわる財政部や国家發展改革委員會その他の行政部門と調整を図る重責を担われています。また、党と國務院が毎年年初にその年の重要な政策課題について発表する「中央一号文件」は、09年も6年連続して「三農問題」を最優先課題とし、農村インフラ整備の加速や農業補助金の増額、農村からの出稼ぎ者による起業支援等が活動方針として明記されましたが、同主任は文件作成の中心的な役割を果たされています。

農中総研と陳錫文主任との交流の歴史は長く、日本の農協制度の調査研究のために当社を最初に訪問されてから20年を経過するに至っています。この間、農林中央金庫が北京事務所を開設した99年以降は、同主任の後援のもとに当社が定期的に北京において日本の制度を紹介するセミナーを開催し、また06年には当社と中国農村政策研究センター(中国農業大学經濟管理学院が事務局)および國務院發展研究センター農村經濟研究部の三者による共同研究をスタートすることで合意し、農村金融および協同組合に関する共同研究を一層進展させることとしました。今回の来日もこの取組みの一環であり、國務院發展研究センター農村經濟研究部の韓俊部長、中央農村工作領導小組の趙陽副局長・羅丹博士、中国農業大学經濟管理学院の辛賢副院長など、第一線で活躍されている研究者が同行されました。

次頁から掲載する講演録は、今回来日期間中の4月8日にJAビルで行われた陳錫文主任による中国農政にかかる講演会の記録です。原稿や手元資料をお持ちにならず、理路整然とデータを交えて説明された内容は、まさに農政立案の責任者でないと語ることができないものです。

陳錫文主任の視点は、「中国人民が全体として安定し幸せな生活を得るために国は何をなすべきか」の一点に絞られています。国の安定的發展、国民の幸福は決して教条主義的なアプローチでは実現できない、ということをあらためて認識することができた講演だったと思います。

((株)農林中金総合研究所専務取締役 岡山信夫)

目次

- 1 中国農業・農村の現状
 - (1) 農業生産の状況
 - (2) 農家生活の状況
 - (3) 都市化の状況
- 2 中国農業の課題と対応の方向

今日は、長年に渡る多くの古い友人にお会いできたことを、とても嬉しく感じております。また、中国の農村経済改革の発展の状況を紹介する機会をいただいたことに、感謝の意を表したいと思います。

今日は主に二つの話をさせていただきます。最初は、これまでの30年間、中国の農村に対しどのような改革が行われ、その結果中国の農村が現状どのような状況にあるかという点についてであります。第二は、中国農村改革において、これからどのような問題を解決していかなければならないか、という点についてであります。

1 中国農業・農村の現状

まず、現状についてであります。農業生産の状況、農家の生活の状況、都市化の状況、という三つの視点からお話したいと思います。

(1) 農業生産の状況

まず、農業の生産状況ですが、現在、農業生産額がGDPに占める割合は約12%です。しかし、農村エリアには人口の54%が住んでいます。したがって、全体としてみ

た場合、農家所得は都市部に比べまだ相当低い状況にあるということです。

中国政府においては、農業政策に関して二つの目標があります。一つは、いかに食糧生産を守るかということ、もう一つは、農家の所得をいかに上げるかということです。

中国は人口が多く、土地が少ない国であり、人口一人当たりで見ると、耕地は0.09haしかありません。農家数をみると、全国では2億5千万世帯の農家がありますが、耕地面積は1.22億haしかありません。平均すると1世帯の耕地経営規模は0.5haです。

食糧増産のために、これまでに様々な政策をとってきました。2004年から中国政府は農業への直接支払いを始めました。2006年には農業税（税額にして1,250億元）を廃止しました。農業税を廃止したと同時に、農業への補助が始まりました。主に4種類です。生産に対する直接支払い、優良品種を導入する際の補助、農業機械購入時の補助、近年のエネルギー価格上昇に伴う補助です。この4種類の補助全部を含めると、今年は大体1,200億元の補助となります。農業税の廃止と補助を加えると、合計で約

2,500億元の所得増加ということになります。

このような政策により、農家の食糧作付け意欲はある程度高まりました。結果として2004年から2008年まで、食糧は連続して増産になりました。昨年の食糧の生産量は5億2千万トンです。食糧の増産に関しては、現在、主に二つの課題に直面しています。一つは耕地面積と水が減少し続けているという問題です。もう一つは、食糧を作る者の所得と他の業種の所得の格差が拡大し続けているという問題です。

農地の確保に関する中央政府の目標は、はっきりとしています。2020年における、農地確保の目標水準は1億2千万haです（今現在は1億2千2百万haです）。

昨年の農業生産の状況を見ると、5億2千万トンの食糧生産量は、全体の量としては国内の消費量を満たしております。なお、この点に関して若干補足しますと、今述べた統計は、国際基準とは異なります。中国でいう「食糧」の中には三大穀物以外に大豆と芋類が入っております。芋類は5キロを1キロの食糧に換算して含まれております。

穀物生産の内訳をみると、昨年のお米の生産量は1億8千万トン余りです。トウモロコシは1億5千万トン。小麦は1億1千万トン弱です。大豆は1,700万トン、残りは芋類です。穀物に関しては国内需要を満たして、やや余剰があり、特に小麦とトウモロコシには余剰があります。

最も問題になっているのは、大豆の不足、

および、植物油の不足であります。昨年1,700万トンの大豆を生産しましたが、これは国内需要の三分の一しか満たしておりません。昨年輸入した大豆は3,700万トンになりました。およそ世界の大豆輸出量の約半分を占めております。3,700万トンは搾るとおよそ700万トンの油になり、残りは大豆ミールで餌の原料になります。植物油に関しては、昨年中国国内では合計1,000万トン弱が生産されました。先ほど輸入大豆が約700万トンの油になると申し上げましたが、それでも油は不足しており、昨年は800万トン以上の植物油を輸入しました。

中国では耕地をこれ以上拡大させることは、難しいと思われまます。生産量を引き上げるには、農村のインフラ、水の問題、品種改良等、生産技術の向上しかありません。実際には、これまで食糧の増産は基本的には1ムー（编者注：1ムー=約6.67a）当たりの年間生産量の増加によってもたらされました。1ムー当たりの年間生産量が現状どうなっているかという、1ムー当たり663斤、換算すると332キロぐらいです。2000年に比べると30キロ、1ムー当たり約10%の生産量増加となります。こういう状況からみると、これから暫くの間、1ムー当たりの年間生産量を毎年1%ずつ増加させることは可能と思われまます。

中国の今の耕地面積は1億2,200万ha。これを中国の単位「ムー」に直しますと18.3億ムーとなります。中国の南部は二毛作がメインです。ところによっては三毛作も行っております。作付面積は23億ムーと

なります。1ムー当たりの年間生産量で計算すると、食糧の自給のためには16億ムーの農地が必要となります。23億ムーですが、食糧の1ムー当たりの年間生産量で計算すると16億ムーは食糧の生産、残りの7億ムーは野菜や植物油になります。先ほど申し上げました3,700万トンの大豆の輸入ですが、耕地面積で換算すると自給のためには3億ムーの耕地が必要となります。800万トン余りの輸入植物油については2億ムー以上の耕地が必要になります。

中国の耕地面積の状況からみると、食糧の生産を守ることが私たちの最大の目標であり、大豆、綿花は当分の間、国際市場から調達せざるを得ない状況です。今現在行っているいろいろな政策の調整、耕地農地問題、農家の作付けインセンティブは、基本的には現在の状況を受けて行われているものです。

なぜこのような対策が必要であるかと言うと、勿論国内の食糧生産を守ることの必要性があるわけではありますが、もう一つは、国際価格との格差からみて、このような政策が必要になるということです。

現在、小麦とトウモロコシの国内価格は、既に国際価格を上回っておりますが、輸送コスト等を全て含めると、中国での消費地価格は、依然として国内産の方が競争力を持っております。そうしたこともあり、三大穀物は国内の努力により、当分の間輸入しなくても大丈夫だと思います。しかし、大豆価格、菜種価格は、国内価格が国際価格を大幅に上回っており、輸入に依存せざ

るを得ない状況にあるということです。

こうした現状を踏まえ、私たちは三大穀物の需給を守る、不足した物は国際市場から調達するという政策を作りました。

(2) 農家生活の状況

次に、農家の生活の状況について紹介します。

農家の生活レベルは、21世紀に入ってから、大きく改善したように思います。農家一人当たりの昨年の所得は4,761円です。これを日本円に換算すると、年収は7万円程度となりますが、30年前の農家の一人当たり所得は134元にとどまっていた。30年前の農家の生活と比較すると、大幅に向上したと思います。

農家の所得がアップした以外に、近年、政府による農村エリアの公共施設に対する補助も、大幅に増えました。これは近年中国の経済発展によって、財政収入が増えたことと密接な関係があります。2002年中国共産党第16回全国代表大会時に、農村部と都市部の一元的な社会を目指して発展させていくという目標を発表しました。その際、発表した農業に対する方針とは、農業により多くの投資を行う、農業からの資金の吸い上げをより縮小させる、農業の開放を進める、というものです。

基本的には2002年までの農村エリアの公共施設は、農家自身がお金を出してやってきました。政府の農村エリアに対する投資は、2003年以降になって始まったのです。これは政府の財政力が上がったことにより

可能となったものです。2000年の国家の財政は1兆3,400億元にとどまっておりますが、昨年の財政収入は6兆元を超える水準にまで達しております。農村の公共施設に投資する政府の財源は増えたということです。

農村の公共施設は二つからなっています。一つはハードのインフラで、道路、上水、下水、電気、エネルギーなどです。道路に関しては、86%の行政村に長距離バスが開通しております。電気網の改造事業は開始して10年になります。10年の努力により、チベットを除き農村エリアはほとんど電気が通じるようになりました。農家の飲み水の問題に関しては、現在、毎年5,000～6,000万世帯の農家が飲み水の問題を解決しております。エネルギーに関しては、政府が資金を出し、農家にバイオマスの利用を促しています。それは、畜産における糞尿の処理に役立つと同時に、エネルギー問題の解決にもつながっています。現在、全国の4,000万余世帯の農家がバイオマスを利用しております。

もう一つの農村エリアの公共事業はソフト的なものです。教育、医療保険システム等です。教育に関しては、この5～6年で農村の義務教育に力を入れるようになりました。中国の義務教育は9年です。義務教育を受ける子供の数は1億8千万人、その内、1億5千万人は農村エリアの農家の子供達です。2007年、中国は初めて農村エリアの子供の義務教育に対し、全面的に学費、教科書代等を無料としました。都市部では

教科書代を無料とはしておりません。教育に関しては近年、農村エリアの変化は大きいものでした。農家の子供達を中等職業学校へ進学することを奨励しております。この場合も学費は無料です。

医療に関しては、近年、新型農村協同組合の医療システムの普及を進めています。昨年8億1,400万もの農家が、この新型農村協同組合医療システムに加入しました。基本的には、全員加入という形です。ただし、このシステムのレベルは未だ低水準で、トータルでは一人年間100元、内農家の負担が20元、残りの80元を、地方政府と中央政府が折半で払っています。8億以上の農家が加入しており、一人当たり100円で計算すると800億元になり、その内の8割は、政府が払っているということです。ただし、この額自体はまだ低く、この保険は基本的に農家が大きな病気にかかって入院した時など、どうしてもない場合に使用するものです。以前から、農家が大きな病気になり、突然貧困に陥るといった現象が問題となっており、それに対処するという性格のものであります。

文化に関しても、近年、政府の農村エリアへの投資が増えています。主に三つのプロジェクトがあります。一つはラジオ、テレビが全ての村で視聴できることです。二つ目は映画上映プロジェクトです。全ての村で月に一度映画を上映することです。三つ目は全ての村に小さな図書館を建てることです。全国には63万の村があり、即ち63万ヶ所の図書館を建てることです。

しかし、全体的にみれば、農村エリアでの文化活動は依然として乏しい状況です。農村への文化事業の投資が増えていると申し上げましたが、現状では7割が都市部、3割が農村という状況です。農村エリアの文化水準が貧困であるという状況を改善するには、まだまだ長い時間が必要です。

四つ目の社会保障システムは、2007年に初めて中国は農村エリアで最低生活保障の制度を作りました。去年一年で1,440万の農家がこの最低生活保障を受けています。この最低生活保障の水準は大変低く、1,440万の農家が受給を受けておりますが、平均すると一人・月49元です。また、今年から500の県をモデル県として、農村養老保険の改革を始めています。ご存知のとおり、中国の農村部には養老保険（年金）がなく、これまで老後を保障するのは、自分の農地と子供だけでした。

先ほど申し上げましたが、政府の農村への投入は増えてはおります。しかし、これは近年に始まったことであり、これまでは大変少なかったことから、農村と都市の格差は依然大きいものがあります。都市部と農村部の格差を申し上げますと、先ほど申し上げましたとおり農家一人当たりの昨年の所得は4,761元ですが、都市部では一人当たり1万5,871元です。平均からみても、この格差は大きいものであり、1対3.3となります。30年前の農家の一人当たりの所得は134元、都市部の一人当たりの所得は340元、所得格差は1対2.75でしたので、この格差は30年前よりも拡大しております。

中国の経済が落ち込む度に内需拡大を行っておりますが、農家の所得が上がらなければ、どのように農村市場を開拓するのでしょうか。こうした所得の格差を縮小させるには、相当の努力が必要です。

(3) 都市化の状況

三点目として、都市化の問題についてお話しします。最近公表された都市化率（编者注：都市部人口/全人口）は45.68%です。昨年、都市部に住む人口は初めて6億人を超えました。農村の人口は7億2千余りです。毎年の都市化率はおよそ1%程度上昇しております。

しかし中国の実状はそれほど簡単ではありません。都市部の6億の人口のうち、戸籍からみて2億5千万人は農村の戸籍であります。中国の本当の都市化率は、統計のデータより低くなります。

近年の都市化によって、農村から大量の人が都市部に「出稼ぎ」にやって来ております。最新の統計では、地方の郷鎮を越え、都市部に入った出稼ぎ者は1億4千万人、地方の村を出て郷鎮エリアで出稼ぎしている者は8千5百万人です。中国の統計では5億人もの労働力があり、その内2億2,500万人は農村から都市部への労働力です。

ここで強調すべきことは、この出稼ぎ者は都市部では定住できないということです。中国ではこういう出稼ぎ者を、特別に「農民工」と呼んでおりますが、中国は都市管理制度が大変遅れており、農民工は都市部に行っても都市部の住民にはなれませ

ん。これらの出稼ぎ者を都市の住民にするには、いろいろな改革が必要です。少なくとも以下の三つが必要です。一つは、その土地で雇用され所得があること。二つ目は、その土地で住む場所が確保できること。三つ目は、その土地で社会保障システムに加入できること。もちろん、この三つを達成するには大変なコストがかかります。多くの都市の状況からみて、この三つの条件を達成させることは非常に難しい状況です。

特に今回の金融危機の発生により、中国経済は大きく影響を受けました。これまでの30年間、中国の経済の発展は基本的に外需に依存してきました。これにより中国の経済は歪んだ構造になっています。対外依存度が大変高く、貿易総額は、GDPの70%にもなっています。中国国内でも対外依存度が高すぎると、国内経済は不安定になるという点に関してはほぼコンセンサスができています。

金融危機が発生し、海外からの受注が減り、大量の輸出企業が倒産し、大量の農民工が故郷に戻らざるをえなくなりました。昨年まで、多くの経済学者は、中国の農業問題を解決させるには、なるべく早く農家を「門外移出」(都市部に行かせる)するべきだ、としていましたが、今になって反省しています。仮に大量の農家を門外移出し、農家から農地を没収し、そのうえでこうした金融危機が発生した場合、大きな社会問題になります。

今回の金融危機により、中国では国家発展モデルを再検討することになりました。

これまでの30年間、中国の経済発展は大きな成果をおさめましたが、同時に大きな問題をかかえております。主に三つです。一つは対外依存度が高いこと、二つ目は環境負荷、エネルギー消費が高すぎることで、三つ目は経済の分布が沿海地域に偏りすぎているということです。

最近、中国政府の発表では、金融危機に対する対策、それは単純な対策ではなく、中国経済発展モデルの変化を唱えています。国の発展モデルの変化により、中国の都市化率の変化は都市の発展にも影響すると思います。2005年中国政府は新しい農村建設の目標を発表しました。都市化のみによって農村の問題を解決することは、中国では不可能です。

近年、中国政府が強調しているのは、都市化の問題は都市と農村が共に発展することによって、両輪を同時に発展することによって解決する、ということです。13億人という巨大な人口を擁す中国は、こうした政策をとらざるを得ないのです。

2 中国農業の課題と対応の方向

以上、中国農業の現状を紹介しました。これからは、今後の発展が直面する問題についてお話ししたいと思います。

昨年10月、中国共産党第17回全国代表大会を開催し、これからの農村発展について政策を発表しました。この党大会では、これまでの30年間の総括し、2020年までに農村の発展をどのように進めるかについて

討論を行いました。討論は主に以下の三つの分野に関してであります。一つ目は農村の制度改革の継続について、二つ目は近代農業の構築について、三つ目は農村公共施設の継続強化についてです。制度改革については、六つの制度があります。経営制度、農地制度、政府の支持保護制度、農村金融制度、農村社会管理制度、公共サービス制度です。時間の関係上、今日は、この中で、主に農村の経営制度および農地制度についてお話ししたいと思います。

三中全会（中央委員会第3回全体会議）開催前には、各マスコミや経済学者が会議の内容について多くのコメントを出しております。その内容は推測にしか過ぎず、間違った内容も含まれていました。「中国は農地を私有化するのではないか」「農地の使用権も売買するのではないか」といったコメントも多くありましたが、これらは全て誤りです。

中国の土地制度は、憲法で定めている2種類があります。都市部の土地は国家所有、農村部の土地は農村集団所有となります。農民が所有するのは、あくまでも土地の請負経営使用権です。昨年10月の三中全会では、農家の請負経営使用権を延長または保護すると決定しました。農地の請負経営使用権について、1984年には使用期限を15年間とし、その後、30年間に変更し、さらに昨年10月には今後は「長久の間不変」と決めました。「長久」をどのように解釈するかは、これから決めていきます。三中全会は与党の共産党が決めたことであり、今後

の全国人民大会（日本の国会）で法律化の作業に入ります。

これからどのようになるか判りませんが、私の個人的な考えを申し上げますと、「長久」を期間であらわせれば「99年間」です。そして経営者が99年に到達した際に引き続き請負を希望すると意思表示した場合には、その使用権は継続します。これは私の個人的な推測ですが、もし農地の状況が変わらないと農家に認識されれば、農家の土地への投入のインセンティブは上昇すると思います。

三中全会の中で農家の土地に対する、ある種のインセンティブに関し、請負経営権の権利の流動化について述べられております。中国の農地の流動化はとても異質なものであり、ここで詳しく説明したいと思います。一つは請負経営権の転換です。これは農地の請負経営権を有する農家が、その権利と義務を他の人に請け負わせるということです。もう一つはレンタル（賃貸）です。権利と義務は依然として元の農家にあり、レンタルのお金も入り、権利と義務も移譲しておりません。この二つに関しては相手方については特に制限を設けておりません。同じ村の人、隣り村の人、企業でもかまいません。三つ目は置換（交換）です。請負先が3～4ヶ所に分散されており、それをまとめたいというような場合、他の人と交換するといったケースです。その場合、相手方は同じ村の人でなければなりません。四つ目は譲渡です。土地の使用権者が完全に都市部に移住することにより、村に

請負経営権を譲渡することです。または、同じ村の人に譲渡することです。

今回の三中全会では、この四つの流動化のパターンが再度取り上げられました。80年代に既に決まっていたことですが、なぜか今回大変大きな話題になっており、マスコミでも大きく報道されて、大きな誤解が生じました。なぜこのような誤解が生じたかと言うと、これまで全く農業を研究していない研究者、他の分野の経済学者、マスコミの方など、今まで農業に携わっていない方が、突然三中全会の文献を見て、中国も土地を流動化するようになったと理解し、自分の想像で解釈をしてしまい、中国社会や世界に大きな誤解を生じさせてしまったということです。

これまで農地や農村に対し全く関心がなかった人達が、なぜ農地に大変強い関心を持ったかと言うと、農地、土地は今の中国にとってバブル、即ちお金になる重要な手段になったからです。農地を取得した人はお金を稼げる、発展のチャンスがあるという発想です。中国では、誰でも農村の土地を手に入れば、お金持ちになれるという誤解があります。

三中全会の開催中にもかかわらず、マスコミでは誤った議論がされ始めました。一つのエピソードを申し上げます。昨年10月9日の三中全会の閉会は12日の夜でした。11日の夜には中央委員の意見をまとめて修正を加え、次の日コミュニケを発表します。しかし11日夜の前にマスコミでは全く違った議論が起っていました。胡錦濤総書記

は私に「なぜマスコミは私たちが全く書いていないことを全国で騒いでいるのか」と質問しました。私が答えられずにいると、総書記は「私たちは秘密を守る仕事なのでよろしいのではないですか。内容が一切社会に漏れていない証拠です」とジョークを言いました。そのうえで総書記は「ただ、それはあまりいいことではありません。君は早くテレビに出て本当の事を全国民に説明する必要があります」と言いました。今日、古い友人が、何度もテレビで私を見たと言われましたが、これは昨年そういう状況に直面したからです。

ここで強調したいのは、農村の経営制度や農地制度について、中央政府が制度を変更するという考え方はまったくないということです。規制緩和をするというよりも、むしろ規制を強化したいという考え方で

土地の流動化は80年代に既に始まっております。2億人以上の労働力が出稼ぎをしている現状を踏まえ、2点ほど昨年の会議の議題にあがりました。一つは農家の自主意思による流動化です。もう一つは農地が流動化して他の人に貸し出されても、農業の用途を絶対に変えてはいけないということです。

ここで申し上げたいのは、大資本や商業資本が農村エリア内で農地を賃貸し農業を行うことについては、中国の内部でも議論が厳しく対立しているということです。農業の関係者は、ほぼ全員が反対しています。大資本や商業資本が入ると、最終的に農地

が他の目的に転用され、農家の土地がなくなる結果になってしまうからです。このことに関しては、2001年に共産党中央が示した方針があります。商業資本が農村の土地をレンタルする場合、長期的なレンタルは「奨励しない」ということです。奨励しない、という言葉から見てみると、政府の反対姿勢はそれほど強硬なものではないということが判ります。絶対してはいけないとなると「禁止」という言葉になります。なぜそうしたことにとどまっているかという点、現地の利益があり、現実の問題としてそうした現象が発生しているからです。

地方政府は、商業資本を導入し、農村エリアに進出させるということには、強いインセンティブを有しています。なぜかと言うと、先ほど申し上げましたとおり、農家に対する農業税は2006年に廃止されました。そうすると地方政府は税金を集めるため、企業を進出させ、企業から税金をとるしかないからです。多くの場合は、村や郷鎮の企業を誘導し、安い価格で企業に工場や設備を建ててもらいます。同時に、回りの広い農地をこの企業に賃貸などの形式で請け負わせ、農地を所有している農家は、その農業企業の労働力になります。それであれば地方政府はこの企業から税金をとれることになります。

これは中国の財政体制そのものの問題とも言えます。中央政府から地方政府への地方交付金の大幅な不足という別の問題もあります。地方政府の財政収入はかなり不足しており、当然、地方政府は様々な対策に

よって収入を増やそうとします。現実には、相当数の企業が農村エリアに進出してきました。進出により発生した問題は主に二つあります。一つは農地の非農業化です。他の産業が行われることになりました。もう一つは、農業を行っても食糧を作らず、他の換金作物を作るようになったということです。

農地の非農業化の問題について、近年、農家の所得を上げるため各種の対策をとっています。対策の一つとして、農家の民宿の経営、いわゆる都市部の人々が農村地域へ旅行に行き、農家のレストランで食事をとるということ、農家レベルでは奨励しています。しかし、企業が進出すると村全体で請け負う形となり、農家が民宿を営む形ではなく、村が大規模な観光施設をつくることになり、完全に非農業化してしまいます。

土地の流動化は80年から始まったと先ほど申し上げましたが、この流動化が農家から他の農家に譲渡されるのであれば、食糧生産への影響はありませんでした。農家は基本的にこれまで作った物をそのまま作っております。しかし、企業に譲渡、流動化した場合、企業は基本的に食糧生産をやめ、換金作物生産になっています。これは二番目の問題です。農地の非食糧化です。

この課題については、まだ検討中です。状況は把握しておりますが、法律の修正を含め、どの場合に企業は進出が可能か、進出したらどのような負担を求めるのかといった点について、中央政府、地方政府の利

益や各方面の状況を含め、これから詰めて行くことにしております。

昨年、世界的な金融危機が発生したことにより、中国の多くの人の考え方は少しずつ変わりました。昨年以来、数千万の出稼ぎ農民工が職を失い、仕方なく農村エリアに戻りました。この人達が農村に戻ったとき、ただでさえ狭い農地がなくなっていた場合、大きな社会問題が発生することは容易に想像できます。今後どのような制度を作るべきかを、私たちは現在考えております。昨年の三中全会で決めた方針の一つは農家の請負経営権を保護するという事です。もう一つは全ての土地の使用効率を高め、土地を節約する、ということです。

中央政府を含め、各方面から多くの意見があります。農家の農地請負経営権について、農家の住宅建設に融資する場合、この請負経営権を担保にできるようにすることが必要だ、という意見が強くあります。しかし、中央政府はこれに対し頑なに反対し

ています。担保にとられると、いざという場合、中国では仕事を失う、住宅を失う、農地も失うといった農家が増えることになります。全体として考えた場合、それ程効率が高くなくても構わないのです。最も優先しなくてはならないことは、社会の安定です。

現在、土地に関する法律には「土地管理法」、「農村土地請負経営法」、「担保法」があります。これらの法律では、農地の使用权や農家の住宅・宅地を担保にはできないと規定しています。その結果、農村金融業界にとっては厳しい状況となり、担保もないところで、どのように農村金融を行うのかが大きな課題となっています。

時間を少しオーバーしてしまいました。簡単に中国の状況を紹介させていただきました。

(本稿は、中国語による講演を(株)農林中金総合研究所の責任において日本語に翻訳して講演記録としたものである。)

